



日医発第 2097 号（地域）
令和 8 年 3 月 30 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
長島 公之
(公印省略)

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための
診療所の開設について」の一部改正等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」につきましては、令和 6 年 1 月 26 日付日医発第 1871 号（地域）をもって、また、『オンライン診療指針』の遵守を確認するためのチェックリスト」等の再周知につきましては、令和 7 年 12 月 8 日付日医発第 1465 号（地域）をもって貴会宛にお送り申し上げております。

また、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（以下、「施行通知」という。）につきましては、令和 8 年 3 月 30 日付日医発第 2096 号（地域）をもって貴会宛にお送り申し上げたところです。

今般、別添のとおり、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県等衛生主管部（局長宛に「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」の一部改正等について通知が出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件では、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年 12 月 12 日公布）により、令和 8 年 4 月 1 日から施行される改正後の医療法において、オンライン診療に関する規定が新設されたことを踏まえ、別紙 1 のとおり、同通知の一部が改正され、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が遵守可能な体制が整っていることの確認方法として、施行通知に添付の別添 3 「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」を用いることが示されております。

併せて、規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）を受け、オンライン診療のための医師非常駐の診療所においては、病室等の構造設備を想定しておらず、病室の面積基準は不要であることが示されるとともに、参考として、別紙 2 のとおり、開設許可申請書（標準様式）及び別紙 3 のとおり、開設届出書（標準様式）が示されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関等への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年3月27日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」
の一部改正等について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政総発 0327 第 1 号
令和 8 年 3 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための
診療所の開設について」の一部改正等について

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和 6 年 1 月 16 日付け医政発 0116 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知）（以下「通知」という。）において、オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、都道府県等が必要があると認めた場合には、特例的にその開設を認めてきたところ。

今般、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）により、令和 8 年 4 月 1 日から施行される改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、オンライン診療に関する規定が新設されたことを踏まえ、別紙 1 のとおり、通知を改正することとしたので通知する。

また、規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。」とされた。

オンライン診療のための医師非常駐の診療所においては、病室等の構造設備を想定しておらず、病室の面積基準は不要であり、開設許可申請書及び開設届の標準様式を別紙 2 及び 3 のとおり示すこととしたので、都道府県においては、参考とされたい。

【添付資料】

（別紙 1）通知

（別紙 2）オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設許可申請書（標準様式）

（別紙 3）オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書（標準様式）

医政総発 0116 第 2 号
令和 6 年 1 月 16 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、デジタルデバイスに明るくない者等の医療の確保の観点から、へき地等に限らず都市部を含め、公民館等にオンライン診療のための医師が常駐しない診療所の開設を可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、今般、下記のとおり整理しましたので、内容について御了知の上、管内の医療機関に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

本通知は、令和 6 年 1 月 16 日より適用し、令和 5 年 5 月 18 日医政総発 0518 第 1 号医政局総務課長通知「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」は廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、必要性があると認められた場合においては、特例的に、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設を認めることとする。

なお、この場合においても、当該診療所の管理者は、当該診療所のスタッフと常時連絡を取れる体制を確保する等、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する管理者としての責務を確実に果たすことができるようにすることが必要である。

この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条第1項に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。

また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を実地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和8年3月27日医政発0327第5号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に添付の別添3「（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。その上で、急変時の対応を確実なものとするため、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の管理者が所属する医療機関については、当該医療機関が自ら急変時に対面で対応を行う場合を除き、こうした急変時の対応について合意した医療機関と連携可能な地域の医療機関とすること。

また、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

さらに、概ね1年毎に、指針を遵守可能な体制を整えているか確認するとともに、オンライン診療の実施件数について報告を求め、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

2. オンライン診療によって住民の受診機会が確保されると必要性を認めた場合において、オンライン診療が病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の事業として行われる場合であって、定期的に反覆継続（おおむね毎週2回以上とする。）して行われることのない場合又は一定の地点において継続（おおむね3日以上とする。）して行われることのない場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医政発第554号厚生省医務局長通知。）により、新たに診療所開設の手続を要しない場合があるが、当該通知中第二の二（一）～（四）の手続を遵守する必要があること。

この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを実地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して施行通知に添付の別添3「（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」及び急変時の対応について事前に合意した対面での対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面での対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。その上で、急変時の対応を確実なものとするため、オンライン診療を実施する医療機関については、当該医療機関が自ら急変時に対面での対応を行う場合を除き、こうした急変時の対応について合意した医療機関と連携可能な地域の医療機関とすること。

また、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

さらに、概ね1年毎に、指針を遵守可能な体制を整えているか確認するとともに、オンライン診療の実施件数について報告を求め、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握すること。

オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設許可申請書（標準様式）

年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市長、特別区長) 殿

開設者 住所 〒

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

医療法第7条第1項の規定により次のとおり診療所の開設の許可を受けたいので、申請します。

診療所の名称									
開設の場所	〒 電話番号								
診療を行おうとする科目									
開設の目的及び維持の方法									
オンライン診療所のための診療所が開設の場所において必要と考える理由									
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員	職	種	定員	職	種	定員	職	種	定員
敷地の面積及び平面図									
敷地周囲の見取り図									
建物の構造概要及び平面図									
※歯科医業を行う診療所であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要									
開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例									
開設の予定年月									
急変時の対応について事前に合意した対面で診療可能な医療機関名									
※当該診療所の管理者が所属する医療機関が自ら対面で行う場合は当該医療機関名									

※「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」も併せて提出すること。

オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書（標準様式）

年 月 日

（都道府県知事、保健所設置市長、特別区長） 殿

開設者 住所 〒

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法第8条第1項の規定により次のとおり診療所の開設について届け出ます。

診療所の名称						
開設の場所		〒 電話番号				
診療を行おうとする科目						
開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて、現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨						
開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨						
オンライン診療所のための診療所が開設の場所において必要と考える理由						
職 種 定 員 職 種 定 員 職 種 定 員						
医師、歯科医師、薬剤師、看護師 その他の従業者の定員						
敷地の面積及び平面図						
建物の構造概要及び平面図						
※歯科医業を行う診療所であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要						
開設の年月日						
管理者	住所	〒 電話番号				
	氏名					
診療に従事する医師 （歯科医師）	氏名					
	担当診療科名					

	診 療 日	
	診 療 時 間	
業務に従事する助産師	氏 名	
	勤 務 日	
	勤 務 時 間	
薬剤師が勤務するときは、その氏名		
急変時の対応について事前に合意した対面で診療可能な医療機関名 ※当該診療所の管理者が所属する医療機関が自ら対面で行う場合は当該医療機関名		

※ 「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」を併せて提出すること

○ 特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について

(令和6年1月16日医政総発第0116第2号厚生労働省医政局総務課長通知)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条第1項に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めると。</p> <p>また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を実地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して「<u>医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）</u>」（令和8年3月27日医政発0327第5号厚生労働省医政局長通知。以下「<u>施行通知</u>」という。）に添付の別添3「<u>（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト</u>」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で行う場合は当該医療機関名）の提出を求めると。（略）</p> <p>2. (略)</p> <p>この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを実地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して<u>施行通知に添付の別添3「（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」</u>及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面で行う場合は当該医療機関名）の提出を求めると。（略）</p>	<p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めると。</p> <p>また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和5年3月最終改正）。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を実地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して別添のチェックシート及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で行う場合は当該医療機関名）の提出を求めると。（略）</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを実地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して別添のチェックシート及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面で行う場合は当該医療機関名）の提出を求めると。（略）</p>

(略)

(削除)

(略)

別添 オンライン診療の適切な実施に関する指針 チェックリスト